

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月7日

| | |
|---------|---------|
| 香川県監査委員 | 三 谷 和 夫 |
| 同 | 大 西 均 |
| 同 | 高 田 良 徳 |
| 同 | 新 田 耕 造 |

1 監査対象部局 出納局

2 監査対象年度 令和元年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

出納局 令和2年7月21日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。